平成２５年（フ）第７６号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1302番地１
債務者　盛永　　智
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２２２号
青森市東大野１丁目18番地８
債務者　西村　佳子
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
青森県むつ市宇田町４番24号
債務者　岡村　慎司
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
青森県下北郡大間町大字大間字大間平37番地221　マリンハイツＤ棟
債務者　廣谷かつ子
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７２０号
熊本市東区神園２丁目８番２号、前住所熊本市東区神園１丁目１番23号　ラヴィアンローズヒル　106号
債務者　大塚　広美
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７３９号
熊本県宇城市松橋町曲野2115番地13　あけぼのハイツ
債務者　上田のり子（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４６号
熊本県菊池郡大津町大字大津1608番地　立石団地84、前住所熊本県菊池郡大津町大字陣内1166番地
債務者　木村　理恵
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７５５号
熊本市東区新南部５丁目６番100―506号　サーパスシティ白川１番館
債務者　平本　由美（旧姓高永）
１　決定年月日時　平成25年12月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９１号
山口県周南市舞車町１番18号、前住所埼玉県所沢市東所沢１丁目12番地の１ユニハイム東所沢201
債務者　榊　　康考
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第９５号
山口県周南市都町３丁目17番地　サンルーミナス都206号、前住所山口県周南市大字徳山4133番地　サーパス二番町1003号
債務者　田村　　隆
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第９６号
山口県下松市望町４丁目12番１号エクセレントマンション304号、前住所山口県下松市瑞穂町４丁目10番２号　ベルリードＮＢ―101号
債務者　木村　卓史
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第９８号
山口県周南市新宿通５丁目１番12号　中野ビル202号
債務者　中崎　綾子
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第６４１号
三重県桑名市藤が丘３丁目1013番地
債務者　濵田美佐子
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
沖縄県名護市字親川161番地
債務者　高良　健太
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第３２号
沖縄県名護市字喜瀬1107番地１　金秀商事株式会社社員寮207号
債務者　小河　康彦
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０号
長崎県雲仙市国見町多比良丁696番地３
破産者　松本貫一郎
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係